

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号）一部抜粋
（帳簿等への記載等）

第13条 特定金属類取扱業者は、買受け若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、特定金属類を受け取ったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その都度、次の各号に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類として公安委員会規則で定めるもの（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。ただし、前条第2項各号に規定する場合は、この限りでない。

- （1）取引の年月日
- （2）特定金属類の品目及び数量
- （3）特定金属類の特徴
- （4）相手方の住所、氏名、職業及び年齢
- （5）前条第1項の規定によりとった措置の区分（同項第1号及び第4号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法）

第14条 特定金属類取扱業者は、前条の帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は同条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則（令和6年千葉県公安委員会規則第6号）一部抜粋

（電磁的方法による保存に係る基準）

第15条 条例第14条第1項の規定により条例第13条の電磁的方法による記録を保存する場合には、公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

古物営業法（昭和24年5月28日法律第108号）一部抜粋
（帳簿等への記載等）

第16条 古物商は、売買若しくは交換のため、又は売買若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは国家公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。ただし、前条第2項各号に掲げる場合及び当該記載又は記録の必要のないものとして国家公安委員会規則で定める古物を引き渡した場合は、この限りでない。

- （1）取引の年月日
- （2）古物の品目及び数量
- （3）古物の特徴

(4) 相手方(国家公安委員会規則で定める古物を引き渡した相手方を除く。)の住所、氏名、職業及び年齢

(5) 前条第1項の規定によりとつた措置の区分(同項第1号及び第4号に掲げる措置にあつては、その区分及び方法)

第17条 古物市場主は、その古物市場において売買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前条第1号から第3号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を帳簿等に記載をし、又は電磁的方法により記録をしておかなければならない。

第18条 古物商又は古物市場主は、前2条の帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所若しくは古物市場に備え付け、又は前2条の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所若しくは古物市場において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

古物営業法施行規則(平成7年9月20日国家公安委員会規則第10号) 一部抜粋
(電磁的方法による保存に係る基準)

第19条 法第18条の規定により法第16条又は法第17条の電磁的方法による記録を保存する場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成10年7月29日国家公安委員会告示第10号)

内容は別添のとおり。

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

発令：平成10年7月29日国家公安委員会告示第10号

最終改正：令和4年2月10日号外国家公安委員会告示第11号

改正内容：令和4年2月10日号外国家公安委員会告示第11号[令和4年5月13日]

○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

〔平成十年七月二十九日国家公安委員会告示第十号〕

質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第二十九条〔現行＝一一八条＝平成二一年一一月内閣令六八号により改正〕、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第四十八条〔現行＝六八条＝平成一七年一一月内閣令一〇二号により改正〕並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第四十七条第二項〔現行＝一〇七条二項＝平成一八年四月公安委規則一四号・二七年一一月二〇号により改正〕、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）〔平成二〇年五月公安委規則一〇号により廃止〕第十三条の二第二項（同規則第十六条において準用する場合を含む。）、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項及び古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準を次のように定める。

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第百十八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百七条第二項（第百八条第二項において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施するこ

とする。

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十条第二項、国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分に限る。）、大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）第七条第二項及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第十一条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。

附 則

この告示は、平成十年八月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成一二年三月三〇日国家公安委員会告示第六号〕

平成十二年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成一四年四月二六日国家公安委員会告示第一六号〕

平成十四年六月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成一七年三月二八日国家公安委員会告示第一三号〕

平成十七年四月一日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成一八年四月二四日国家公安委員会告示第一〇号〕

平成十八年五月一日から施行することとしたので、告示する。

前 文〔抄〕〔平成二一年一一月一八日国家公安委員会告示第二六号〕

平成二十一年十二月四日から施行することとしたので、告示する。

附 則〔平成二七年一一月一三日国家公安委員会告示第四〇号〕

この告示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会の整備に関する規則〔平成二七年一一月国家公安委員会規則第二〇号〕の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

前 文〔抄〕〔令和四年二月一〇日国家公安委員会告示第一一号〕

令和四年五月十三日から施行する。

（別表）

対	策
1 ログ (1) ログを取得すること。ログの内容は、少なくともアクセス（コンピュータ・システムを利用できる状態とすること又はその内部に電子的に存在する情報を取り扱うことをいう。以下同じ。）した者を特定可能なものであること。 (2) ログ自体のセキュリティを確保すること。 (3) ログを定期的に監査すること。 (4) ログは、次の監査まで保管すること。 2 アクセス (1) 情報システム（コンピュータ・システムを中心とする情報処理及び通信に係るシステム（人的組織を含む。）をいう。以下同じ。）へのログインに際し、識別及び認証を行うこと。 (2) パスワードにより認証を行う場合にあっては、次の対策を講ずること。 ア ユーザ（情報システムにより提供されるサービスを利用するためにアクセスする権限を有する者をいう。以下同じ。）には、必ずパスワードを設定させ、その秘匿に努めさせること。 イ 他者が容易に推測できる語句等をパスワードとして設定しないようユーザを指導し、又は設定を拒否する機能をシステムに設けること。 ウ パスワードを適切な期間ごとに変更するようユーザを指導し、又は変更を促す機能をシステムに設けること。 エ パスワードの再入力回数を制限するなど、他者によるパスワードの推測を困難にするための措置を講ずること。 オ ユーザがパスワードを忘れたときなどに、パスワードを通知する場合に備え、本人確認の方法等について手続を定めておくこと。 カ パスワード・ファイルの暗号化等の措置を講ずるなど、パスワードの秘匿に努めること。 (3) ユーザIDにより認証を行う場合にあっては、次の対策を講ずること。 ア 退職、異動、長期出張、長期留学等により、不要となり、又は長期間使用されないユーザIDについては、廃止等の措置を講ずること。 イ 長期間ログインが無いユーザに対して、文書等によりその旨を通知すること。 ウ ユーザから要求があったときは、当該ユーザによる使用状況を開示すること。 (4) データベースのデータ、ファイル等ごとにアクセス制御を行うこと。 3 バックアップ (1) バックアップは、定期的に、かつ、可能な限り頻繁に行うこと。 (2) バックアップ・ファイルは、適切な保存方法、保存期間等を定め、原本と異なる場所に保管すること。 4 ウイルス対策 (1) 情報システムを起動させるときは、始めにワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。 (2) 新たに入手したプログラムを使用するときは、あらかじめワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。また、出所が不明のプログラムは、可能な限り使用しないこと。 (3) 情報システム使用中は、作動状況を監視し、異状が現れた場合は、ワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。 (4) コンピュータ・ウイルス発見時には、使用中の端末等をネットワーク（通信のために用いられる装置及び回線をいう。）から切り離すなど、被害拡大防止の措置をとること。	